

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年8月、7年1月及び8年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から43年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで
③ 昭和50年7月から56年3月まで
④ 昭和57年6月から62年1月まで
⑤ 平成6年8月
⑥ 平成7年1月
⑦ 平成8年8月

私は、昭和43年8月に、区役所で婚姻届を提出した際に、担当者から国民年金の加入は義務だからと言われたので、国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳まで遡って国民年金保険料を納付しなければいけないと説明されたので、区役所の窓口で一括して申立期間①の保険料を納付した。申立期間②及び③の保険料は、妻が、集金人に納付していた。56年頃からは、私の普通預金口座から口座振替により申立期間④、⑤、⑥及び⑦の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間⑤、⑥及び⑦の国民年金保険料を口座振替により納付していたと主張しているところ、申立人が提出した平成6年分から8年分の確定申告書（控）には、社会保険料控除欄に国民年金保険料の金額が記載されており、その金額は申立期間を含む当該年の国民年金保険料額と概ね一致している。

また、申立期間⑤、⑥及び⑦は、それぞれ1か月と短期間であり、前後

の期間の国民年金保険料は納付済みとされていることから、申立期間⑤、⑥及び⑦の保険料は納付されたものと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人は、昭和 43 年 8 月に、区役所の窓口で一括して申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その時点において過年度となる当該期間の保険料は、同窓口において納付することができなかったことが確認できる上、納付方法等についての記憶は不確かであり、申立期間②以降の保険料の納付に関与していた申立人の妻も、同じく納付についての記憶が定かではないなど、申立期間①、②、③及び④の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 56 年頃から、国民年金保険料を口座振替により納付していたと述べているが、申立人の普通預金口座から同保険料の口座振替が開始されたのは、62 年 2 月からであることが、申立人が利用していた銀行の普通預金元帳により確認でき、申立期間④当時、口座振替により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①、②、③及び④は、149 か月に及んでおり、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤るとは考え難い。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人及び申立人の妻が、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 6 年 8 月、7 年 1 月及び 8 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、平成元年2月に会社を退職した後、収入が無かったため、およそ2年間国民年金に加入しなかったが、収入を得るようになった3年3月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、区役所の窓口で、国民年金保険料は2年以上たつと時効により納付することはできないが、2年間は遡って納付できると説明を受けたため、後日送られてきた納付書により、1か月分ずつ過去の保険料を金融機関で、2年間かけて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、区役所で国民年金の加入手続を行い、未納となっていた2年分の国民年金保険料を、後日送付されてきた納付書により金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号が付与された20歳に到達した第1号被保険者の資格取得日及び後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、平成4年2月頃と推認でき、その時点において、申立期間のうち、2年1月から3年3月までの過年度保険料を納付することは可能であった。

また、申立人の国民年金加入手続は、平成4年1月の厚生年金保険資格取得後に行われている上、申立人のオンライン記録によると、3年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、加入手続時点で、納付可能な期間の保険料を納付したと考えて

も不自然ではない。

- 2 一方、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、上述のとおり、平成4年2月頃と推認でき、その時点において、申立期間のうち、元年4月から同年12月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が、申立期間のうち、平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立期間から手帳記号番号が払い出された時点までを通じて同一区内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立期間のうち、平成元年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月20日から26年6月1日まで
② 昭和26年6月1日から27年11月1日まで
③ 昭和27年11月1日から29年3月3日まで
④ 昭和29年3月3日から30年9月1日まで
⑤ 昭和30年9月1日から36年12月1日まで
⑥ 昭和36年12月1日から41年10月1日まで

妻の厚生年金保険の記録では、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっているが、妻は、生前、「脱退手当金はもらっていない。」と言っていた。

妻と一緒に、何度か社会保険事務所（当時）に行ったことがあるが、認めてもらえなかった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和46年5月31日に支給決定されたことになっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は42年7月*日に婚姻し、改姓していることから、当該脱退手当金の請求が申立人によって行われたと

は考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4年8か月後の昭和46年5月31日に支給決定されたことになっており、申立期間⑥の事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した旨の記録が無く、脱退手当金の支給手続が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係るA社における資格喪失日は、平成5年7月6日であると認められることから、申立期間のうちの厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月10日から同年7月6日まで

厚生年金保険の被保険者期間が平成5年3月10日から同年3月30日までの期間となっている上、同年3月の標準報酬月額が給与支給額より低い19万円となっている。私は、申立期間においてA社に勤務していたので、調査の上、標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が平成5年7月5日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が平成5年3月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年3月30日）より後の同年9月6日付けで行われ、同日において、当初、22万円と記録されていた申立人の同年3月の標準報酬月額を、遡って19万円に訂正していることが確認できる。

さらに、複数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日を平成5年3月30日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は

有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である同年7月6日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成5年3月を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正し、同年4月から同年6月までについても、当該訂正後の標準報酬月額から22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年7月1日から4年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を2年7月から3年12月までは41万円、4年1月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月1日から4年10月1日まで
② 平成4年10月1日から13年10月1日まで

私は、A社でB業務をしていた。

申立期間①については、標準報酬月額が減額訂正されていることが判明したが、私は、当該訂正処理には関与していない。

申立期間②については、支給されていた給料と比べて標準報酬月額が著しく低い。

調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成2年7月から3年12月までは41万円、4年1月は53万円と記録されていたところ、同年2月13日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されている上、事業主を含む3名についても、申立人と同様に、標準報酬月額の記録が遡って減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、標準報酬月額の記録が遡って減額訂正処理されている3名のうちの1名から提出された給与明細書から、同氏は、標準報酬月額を遡って減額訂正処理されている期間において、当該減額訂正される前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A社は業況が悪く、給与の遅配等があった旨供述し

ていることから、当時、同社が社会保険料の納付について苦慮していたことがうかがえる。

加えて、商業登記簿謄本によると、申立期間①において、申立人が取締役であったことが確認できるものの、複数の同僚が、「申立人の仕事はB業務だった。給与や社会保険関係事務は、社長の妻が担当していた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年7月から3年12月までは41万円、4年1月から同年9月までは53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間②について、申立人の標準報酬月額は、上記の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人から提出された預金通帳の写しから、平成11年7月から13年9月までにおいては、オンライン記録における標準報酬月額を超える報酬月額が支給されていたと認められるものの、申立人と同様に、申立期間②において標準報酬月額が9万8,000円と記録されている者から提出された給与明細書によると、控除されている厚生年金保険料は、標準報酬月額9万8,000円に見合う保険料額であることが確認できる。

さらに、A社の事業主に照会したが、回答は無く、申立人も当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年2月から同年6月までは32万円、同年7月から5年1月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年2月26日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給明細書の給与額に比べ低額なので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年6月までは32万円、同年7月から5年1月までは36万円と記録されていたことが確認できる。

しかし、オンライン記録では、平成5年2月1日付けで、申立人の3年2月から5年1月までの標準報酬月額が遡って8万円に引き下げられている上、A社に勤務していた同僚20名についても、18名が同日付けで、3年2月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理され、2名が5年2月2日付けで、それぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日である3年2月25日及び4年4月1日に遡って標準報酬月額が減額訂正処理されていることが確認できる。

また、当時のA社の経理担当者は、「申立期間当時は、資金繰りが苦しく、社会保険料について4か月分から5か月分の滞納があった。」と述べている。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標

準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年2月から同年6月までは32万円、同年7月から5年1月までは36万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年2月21日から同年5月21日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、32万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月21日から同年5月21日まで
② 平成4年5月21日から同年12月21日まで

私は、平成4年2月21日にA社に入社し、同年12月までB職をしていた。同年12月のボーナスをもらって同社を退職した。同社に勤務していた期間は月53万円の給料を得ていた。しかし、厚生年金保険の記録では、被保険者資格を同年5月21日に喪失している上、標準報酬月額が9万8,000円となっている。調査の上、申立期間①の標準報酬月額を訂正し、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年8月30日）より後の同年9月7日付けで、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は、A社の取締役でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正するこ

とが必要であると認められる。

なお、申立人は、申立期間①について、月額約 53 万円の給料を支給されていたので、標準報酬月額が 53 万円となるはずだと主張しているが、上記のとおり、事業主が届け出た申立人の当該期間に係る標準報酬月額は 32 万円であったと認められる上、一緒に乗船していたとする同僚のうち、被保険者期間が申立人と同じ同僚 2 名の標準報酬月額は、26 万円及び 28 万円となっており、申立人の標準報酬月額 32 万円が同僚と比べて低額だという事情は見当たらず、また、A 社の代表取締役及び総務担当役員に文書照会したが、回答が得られないため、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が 53 万円であったとまでは言えない。

一方、申立期間②について、申立人は、A 社に継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録によると、申立人は、平成 4 年 5 月 20 日に同社を離職していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社は、平成 4 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が一緒に乗船していたとする同僚 4 名は、申立人と同じ同年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。また、同僚のうちの 1 名は、同年 10 月 19 日に別の事業所において船員保険の被保険者資格を取得している。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における標準賞与額に係る記録を平成17年6月15日は92万円、同年7月29日は10万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年6月15日
② 平成17年7月29日

厚生年金保険の記録では、平成17年6月15日及び同年7月29日の賞与の記録が無い。当該賞与の振込が確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社における厚生年金保険被保険者となっているものの、申立人から提出された預金通帳によると、申立期間に係る賞与の振込はB社が行っていたことが確認できる。

このことについて、B社は、「A社の給与支給等の事務は当社が担当していた。支給後に同社に支給金額の請求をしていた。」と回答している上、上記の預金通帳によると、申立人がA社に係る被保険者である期間においても、給与の振込元はB社であることが確認できることから、申立期間に係る賞与はA社から支給されていたと考えるのが妥当である。

また、B社から提出された平成17年賃金台帳一覧から、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていた旨の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され

ていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳一覧から、平成17年6月15日は92万円、同年7月29日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、昭和31年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年4月30日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年1月から同年7月までは1万4,000円、同年8月から同年10月までは1万円、同年11月から32年3月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月5日から32年4月30日まで
夫は、昭和31年1月から32年4月までA社に勤務していたが、年金の記録が無い。同社ではB職をしていたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げたA社の複数の同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る上記被保険者名簿において、申立人と同姓同名で、生年月日が相違している者が、昭和31年1月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年4月30日に同資格を喪失している被保険者記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿の被保険者番号は、申立人が、申立期間の前に勤務していた事業所で払い出された番号であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿の記録は申立人の記録

であり、事業主は、申立人が昭和 31 年 1 月 5 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32 年 4 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 31 年 1 月から同年 7 月までは 1 万 4,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 1 万円、同年 11 月から 32 年 3 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成3年10月から4年9月までは47万円、同年10月から5年4月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から5年5月16日まで

私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが「ねんきん定期便」で判明した。申立期間の給与明細書から、当該記録より多い給与をもらっていたことが確認できるので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年9月までは47万円、同年10月から5年4月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（5年6月30日）より後の同年7月15日付けで、3年10月1日に遡及して34万円に引き下げられ、さらに、6年1月14日付けで、4年10月1日に遡及して26万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の代表者は、申立人の同僚の申立てに係る年金記録確認B地方第三者委員会の調査において「標準報酬月額を引き下げる届出は、私が社会保険事務所と相談の上行った。」と供述している。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

しかし、申立期間当時、A社の取締役であり、申立人と同様に標準報酬月額の引き下げ処理が行われている者からは、「当時、そのような処理を

行ったことは全く知らなかった。また、社会保険関係事務は代表者が担当しており、私と申立人は全く関与していなかった。」との証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年10月から4年9月までは47万円、同年10月から5年4月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和39年4月29日）及び資格取得日（同年8月1日）の記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月29日から同年8月1日まで
私は、昭和31年4月にA社へ入社し、38年6月から42年6月まで同社の系列会社であるC社へ出向し、D職をしていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和38年4月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、39年4月29日に同資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の加入記録及び申立人が記憶するC社へ出向した同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社から提出された勤務者名簿から、申立人は昭和38年6月20日にE国に赴任し、42年6月21日に帰国したことが確認できる。

さらに、B社から、E国で勤務していた者は、A社及びC社の両方から給与が支給され、厚生年金保険料については、A社から支給された給与から控除されていたと思われる旨の回答が得られ、上記の同僚からも、B社の回答と同様の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年3月及び同年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く、不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年4月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成4年8月26日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から同年8月26日まで

私の雇用保険の記録は、平成4年8月25日にA社を離職したことになるが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月31日とされている。調査の上、被保険者資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が平成4年8月25日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、当該資格喪失処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成4年10月31日より後の同年11月18日に、申立人に係る同年10月1日の定時決定の記録を取り消した上で、遡って行われていることがオンライン記録で確認できる。

また、A社が全喪した時点において、平成4年10月に係る定時決定が行われていた被保険者12名のうち、申立人を除いた9名（うち1名は健康保険のみの被保険者）についても、申立人と同様に同社が全喪した後の同年11月18日に当該定時決定の記録を取り消した上、遡って被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理

に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年8月26日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成4年2月のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月9日は60万円、18年7月14日は50万円、同年12月8日は58万6,000円、19年12月14日は57万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年7月14日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年12月14日

私は、A社で申立期間の4回の賞与の支払を受け、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が年金額の計算の基礎にならない記録とされているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書によると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉

控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年12月9日は60万円、18年7月14日は50万円、同年12月8日は58万6,000円、19年12月14日は57万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川国民年金 事案 6740

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 46 年*月頃、両親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。50 年 2 月に結婚してからは、私が、自身の保険料を夫の保険料と一緒に納付していた。申立期間当時は、仕事が忙しい時期で、保険料をまとめて納付したこともあったかもしれないが、納付書が届いていれば、夫婦どちらか片方だけの納付で済ませることは無かったと思う。私は、申立期間の保険料と一緒に納付していた夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、仕事が忙しく、国民年金保険料をまとめて納付したことがあったかもしれないと述べているが、保険料を納付した時期及び納付金額について憶^{おぼ}えていないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料について、納付書が届いていれば、その夫の保険料と一緒に納付していたはずであると主張しているが、当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者収滞納一覧表によると、当該期間の始期である昭和 59 年度のその夫の管理コードは 1 (納付書) とされ、同年度の保険料の納付書が発行されて同保険料が収納されていることが確認できる一方、申立人の管理コードは 7 (拒否) とされ、同年度の保険料の納付書の発行及び同保険料の収納を表す記載は見当たらない。ちなみに、当該収滞納一覧表を作成していた市では、保険料の納付を明確に拒否している者の管理コードを 7 (拒否) とし、当該拒否者には、原則として、同市における納付

手段は積極的に与えないものとしていたとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年3月まで

私が20歳になった昭和42年頃、亡父が、私の国民年金の加入手続きを行い、51年に結婚するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、結婚前に、亡父から私の国民年金手帳を渡してもらったとき、「お前が20歳になったときから国民年金（保険料）は納めている。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続き及び当該期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、当該期間当時同居していたその母親も他界していることから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳となった昭和42年頃、父親が申立人の加入手続きを行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の加入手続きは、48年7月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の加入手続きが行われたと推認される昭和48年7月の時点においては、申立期間の過半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、しかも、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月、41年6月から43年3月までの期間及び56年9月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月
② 昭和41年6月から43年3月まで
③ 昭和56年9月から62年3月まで

私は、自身で国民年金の加入手続を行ったという記憶や、国民年金保険料を納付したという確かな記憶があるわけではないが、会社を退職した後の昭和40年1月22日に、国民年金の加入手続を行ったことが、ねんきん特別便や年金手帳にも書かれている。

私の年金手帳の「国民年金の記録」欄にも、私が国民年金保険料を納付していたことが書かれており、また、年金事務所で受け取った、私の国民年金の加入記録や国民年金保険料の納付記録にも不自然な点が見られる。

申立期間が、国民年金に加入していない期間や国民年金保険料が納付されていない期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金の加入手続についての記憶及び国民年金保険料の納付に関する記憶が定かではなく、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性があるとする元妻は、既に他界しているため、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和63年8月に行われたものと推認される。申立人は、ねんきん特別便及び自身

の年金手帳の「国民年金の記録」欄に、申立期間①及び②の始期及び終期の日付が書かれているため、申立期間①及び②の始期において、国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、当該資格取得日の時点において、国民年金の加入手続が行われたことを示すものではなく、保険料納付の始期を特定するものでもない。

さらに、申立人は、申立期間③及び当該期間直後の国民年金の被保険者資格記録及び国民年金保険料納付記録が不自然であるとしているが、申立期間③のうち、昭和56年9月から61年2月までについては、制度上、任意の未加入期間であることに加え、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、申立期間③直後の同年4月から平成元年3月までの保険料が申立人と同一日に納付されている元妻についても、昭和61年4月から62年3月までの保険料は未納とされているため、申立期間③については、記録上、申立人が主張するような不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人は、申立期間の始期から国民年金の加入手続が行われた昭和63年8月までを通じて、同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性は考えにくく、その形跡も確認できない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年8月までの期間及び50年12月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年8月まで
② 昭和50年12月から51年3月まで

私が20歳になった昭和46年*月頃に、私の母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれたのではないかと思う。現在、私は年金手帳を1冊所持しているが、そのほかの手帳はあったのかどうか分からない。

申立期間①及び②の国民年金保険料については、母親が既に亡くなっており詳細は不明だが、母親が婦人会の役員をしていたので納付してくれていたと思う。

申立期間が未加入期間で保険料が未納とされているので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和46年*月頃に、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたのではないかと述べているが、申立人は国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の保険料の納付には直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している年金手帳の初めて被保険者となった日は昭和51年4月21日と記載されており、オンライン記録においても同年同月以前に国民年金の被保険者資格取得の記録は無く、記録の訂正及び追加も無いことから、申立期間①及び②は国民年金に未加入であったと考えられ、申立人の主張と一致しない上、申立期間①については、制度上、申立人は強制加入被

保険者となるが、加入手続時点において、そのほとんどの期間が時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間②についても、申立人は任意加入被保険者であるため、遡って資格取得することも保険料を納付することもできない期間である。

さらに、申立人が述べるとおり昭和 46 年*月頃に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後の期間を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から58年3月まで

私が会社を退職した昭和41年頃に、長女が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、長女又は元妻が、加入当初は集金人に納付していたが、その後は定期的に郵送されてきた納付書により、3か月ごとに金融機関で納付するか、あるいは、口座振替により納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和41年頃、その長女が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その長女又は申立人の元妻が納付書により3か月ごとに金融機関で納付するか、あるいは、口座振替により納付していたと主張しているが、その長女は、当該期間の保険料の納付方法及び納付金額について具体的な記憶が無い上、その元妻は既に他界していることから、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が居住していた区では、昭和63年6月頃に申立人の免除期間の国民年金保険料の追納に係る相談について、「相談票」を作成しており、この資料の「納付状況等」欄では、申立期間は保険料が未納であることが確認できる。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認するため、申立人及びその長女が預金口座を開設していたとする銀行に照会し、入手した申立人の長女名義の銀行預金口座の取引表をみると、当該期間当初の3か月分の保険料と同額である9,900円が昭和54年10月25日に出金されていることが

確認できるものの、この金額が当該期間の保険料を納付した記録であるかどうか不明である上、当該取引表からは、当該期間を通じて申立人が保険料を納付していたことをうかがうことはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 58 年頃から居住していた市に住んでいた頃、49 年頃から住んでいた区か社会保険事務所（当時）から知らせがあったため、同区の施設か社会保険事務所に行った。

その際に、職員から、「今、国民年金保険料を納付すれば失効しない。」と言われ、その場所か金融機関で、6～7 万円の保険料を一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年頃から居住していた市に住んでいた頃、国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人は、保険料を納付したとする期間は定かでないことに加え、納付したとする金額と、申立人が申立期間として設定した期間に相当する保険料額とは大きく相違しているなど、当該期間に係る保険料の納付状況を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期に居住していた市とは別の区の区役所か社会保険事務所に行き、職員から「今、国民年金保険料を納付すれば失効しない。」と言われたとしているが、通常、保険料に関する案内は、被保険者が居住する住所の市区町村役場又は同所を管轄する社会保険事務所からなされるものであるため、申立人が主張する場所から、当該期間の保険料に関する案内がなされ、同所で当該相談を行ったとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年10月から51年9月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月から51年9月まで

私は、昭和50年10月頃、将来の事を考え、当時居住していた区の区役所で、国民年金の任意加入手続及び付加保険料の納付の申出を行い、その場で年金手帳を受け取った。

国民年金保険料及び付加保険料については、区役所から納付書が送付されてきたので、その納付書に記載されていた保険料額を金融機関の出張所で納付していた。

私が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日は、昭和50年10月9日と記載されているにもかかわらず、ねんきん特別便などで、同被保険者となった日が51年10月9日とされている。

申立期間が国民年金の未加入期間とされ、国民年金保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が所持する年金手帳に記載されている国民年金の被保険者資格取得日とねんきん特別便等の被保険者資格取得日に齟齬があり、申立期間が未加入とされていることに納得できないと主張している。確かに、年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」、国民年金の記録欄の「被保険者となった日」及び付加保険料の納付の申出日の3か所に「昭和50年10月9日」と日付印が押されているが、申立人は、申立期間当時、国民年金の任意加入被保険者であり、オンライン記録によると、被保険者資格取得日は51年10月9日とされていることに加え、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された12名の任意加入被保険者の被保険者資格取得日も同年同月同日とされていることから、申立人の国民年金の加入手続時期は

同年同月同日と推認され、同手帳の資格記録については、当時の行政側の錯誤が推認されるものの、同記載をもって当該期間の保険料及び付加保険料が納付されたものと考えすることはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び付加保険料の納付の申出を行った時期について、はっきり憶^{おぼ}えておらず、加入手続等の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月及び3年8月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成3年8月から同年12月まで

私は、平成3年7月に会社を退職後、時期は不明だが、私の母親が私の国民年金の加入手続をA市B市民センターで行った際、数箇月分の国民年金保険料の未納があることを指摘されるとともに、「未納分の手続はCで行いますので、少し時間がかかります。」と言われたと母親が話していたことを承知しており、未納となっている保険料額を母親に渡し、納付を依頼した記憶がある。その後、母親から、「これで未納の穴埋めができたから大丈夫。」と言われ、安心したことを憶えている。遡って納付したはずの申立期間①及び②の保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月に会社を退職後、時期は不明だが、その母親が申立人の国民年金の加入手続をA市B市民センターで行った際、数箇月分の国民年金保険料の未納があるとの指摘を受けたとその母親から知らされたため、未納となっている保険料額を母親に渡し、納付を依頼した記憶があると主張している。

しかし、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親は、既に他界していることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成6年2月又は同年3月であると推認できること、ii) 申立

人の平成2年5月の国民年金の被保険者資格喪失、3年8月の被保険者資格取得及び4年1月の被保険者資格喪失の記録は、8年4月に追加されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立期間①及び②は、その時点で、国民年金保険料を納付することができない未加入期間であったものと推認でき、申立人の母親が、申立期間同時に、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に居住していた申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月から同年 12 月まで

私は、昭和 50 年 7 月末に結婚準備のために退職し、同年 8 月頃市役所において国民年金への切替手続を行った。

国民年金保険料については、納付場所と納付方法は定かではないが、半年近くも未納にするはずがない。

私は、年金制度には入らなければならないものとして、ずっと生きてきたから、旧姓の時の 5 か月間の加入記録が無いということは考えられない。

旧姓の時の国民年金の記録があるはずだから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 7 月末に結婚準備のために退職し、同年 8 月頃に市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する年金手帳、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳の全てにおいて、申立人は、51 年 1 月 30 日に新規で国民年金に任意加入していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録からも、申立人の国民年金の加入手続時期は同年同月と推認できる上、申立人と手帳記号番号が連番である申立人の母親及び申立人の義姉も、申立人と同一日に国民年金に任意加入している。

また、申立人は、旧姓で婚姻前の住所地に居住していた時に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、上記の年金手帳には、旧姓及び婚姻前の住所の記載は無く、新姓と婚姻後の住所が記載されているのみで、申立期間の始期から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住し

ていたとしていることから、別の手帳記号番号が払い出される事情はうかがえず、申立人自身も、これまで受領した年金手帳は1冊だけであるとしている。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立期間の終期である昭和50年12月の欄には、共に、納付不要を意味する記載がなされていることから、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 5 月の結婚後に、A 市に住所を変更し、同市役所で住所の変更届を提出した際に、窓口の人から国民年金保険料は 20 歳まで遡って納付することができるかと勧められた。国民年金の加入手続については、その頃に、私が同市役所で行い、元妻が保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 5 月の結婚後に、当時、居住していた A 市の市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人の元妻が同市役所で納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市からその後転居した B 区において夫婦連番で払い出された手帳記号番号であり、申立人の手帳記号番号の払出日及びその手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、43 年 12 月と推認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の元妻は、申立人の保険料を遡ってまとめて納付したことは 1 回だけであると述べているところ、申立期間直後の昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月までの保険料が、同年 12 月に過年度納付されていることが、申立人の所持する「納付書・領収証書（国庫金）」及び申立人が同年同月当時に居住していた B 区の国民年金被保険者名簿により確認できることから、その元妻が遡って納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。ちなみに、申立人の元妻

は、夫婦二人分の保険料を納付したと述べているところ、申立人の元妻も、申立期間直後の42年4月の保険料から納付済みである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退社した後すぐの昭和 57 年 7 月に、当時居住していた A 市の市役所で、国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続も行った。

国民年金の定額保険料及び付加保険料は、私が、併せて定期的に納付していた。結婚する前の昭和 57 年 10 月分までは、A 市の金融機関で納付し、結婚後、B 市に転居した同年 11 月分からは、口座振替により納付していたと思う。

娘二人が 20 歳になり、私が、区役所で国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員に付加年金の必要性は低いと言われたが、私自身も付加年金に加入していたことを説明し、娘二人の付加年金についても加入手続を行い、現在も私が、付加保険料を納付している。

私は、年金に関する知識は十分にあり、間違いなく付加年金に加入していたはずなので、申立期間の付加保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退社した後すぐの昭和 57 年 7 月に、当時居住していた A 市の市役所で、国民年金の加入手続を行い、併せて付加年金の加入手続も行ったと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、同年 9 月に行われたと推認されること、ii) 申立人の国民年金被保険者名簿索引票の住所欄には、同市の次に居住した B 市の住所が記載され、備考欄には、「S57.9.29 シンキ」と記載されていること、iii) 申立

人が所持する年金手帳の国民年金の記号欄に記載された記号は、B市で新規で国民年金に加入した者に付与される記号で、「住所」欄の最初の行に記載された住所は、同市の住所であることから、A市で国民年金及び付加年金の加入手続を行ったとする申立内容とは相違する上、申立人に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、B市が作成した申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人が付加年金に加入していた旨の記載は無く、申立人の特殊台帳及びオンライン記録においても、申立人が付加年金に加入していた形跡は見当たらないことから、申立期間は付加年金の未加入期間で付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、上記被保険者台帳の検認記録によると、申立期間の国民年金保険料は、定額納付であることが確認できる上、B市が作成した収滞納一覧表にも、申立人の昭和57年7月以降の収納状況は、定額と記録され、その収納金額は、定額保険料のみの金額であることが確認できることから、申立人が主張するとおり、国民年金の定額保険料と付加保険料を併せて納付していたならば、定額保険料だけが納付済みとされ、付加保険料についてのみ未納となることは考えにくい。

加えて、申立人は、国民年金の定額保険料及び付加保険料は、定期的に納付していたと主張しているが、上記収滞納一覧表によると、昭和57年7月から58年3月までの定額保険料は、57年12月2日にまとめて納付されていることが確認できる。

その上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月頃から 48 年 7 月頃まで
② 昭和 48 年 11 月頃から 49 年 8 月頃まで

私は、申立期間①において、A社に勤務していた。B業務募集の広告を見て面接を受け、社会保険完備であることを確認した上で入社した。この間に、何度か病院に行ったことがあり、健康保険被保険者証を使っていたはずである。

また、申立期間②においてはC社に勤務した。同社は、従業員が10人ぐらいのD業の会社だった。私は、Dの仕事は初めてだったが、少しずつできるようになり、母に作ってあげて喜ばれたことを覚えている。

しかし、厚生年金保険の記録では、いずれの期間も被保険者となっていない。当時の写真を提出するので、調査の上、申立期間①及び②を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した当時の写真及び複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「当時、厚生年金保険に加入するのは、加入を希望する正社員だけだった。」と供述しており、従業員全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

また、申立人が名前を挙げた同僚4名のうち、申立期間①当時に被保険者となっているのは2名だけである。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に資格取得している被保険者の中に申立人の名前は無く、健康保険

の整理番号に欠番は無い。

加えて、A社は、「当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない。

申立期間②について、申立人が記憶するC社の所在地が、同社の商業登記簿謄本における記載とほぼ一致することから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人及び複数の同僚は、当時の従業員数について、「10名ぐらいだった。」と供述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において被保険者となっているのは4名又は5名であることから、当時、事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 6 月 3 日まで
② 昭和 39 年 6 月 3 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 11 月 20 日から 41 年 7 月 5 日まで
④ 昭和 41 年 7 月 5 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 4 月 1 日から平成 4 年 7 月 31 日までの期間、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。この間に、支店間を異動することはあったが、給料が下がったことは無い。

しかし、厚生年金保険の記録では、昭和 39 年 4 月に標準報酬月額が 3 万 6,000 円から 2 万 6,000 円に大幅に下がっており、このためにその後の標準報酬月額についても間違っているのではないかと。

申立期間①について、昭和 39 年 4 月に、A 社 C 支店から同社 D 支店に異動したが、同社 D 支店はまだ開店しておらず、当初は開設準備室に勤務した。開設準備室は多忙で、時間外労働も多かったため、標準報酬月額が大幅に下がるのはおかしい。

申立期間②について、昭和 39 年 6 月に A 社 D 支店の営業が始まり、さらに忙しくなった。同社 C 支店における標準報酬月額（3 万 6,000 円）よりも低い標準報酬月額であることに納得できない。

申立期間③について、昭和 40 年 11 月に、A 社（本店）の外国部に異動した。この時期も残業が多かったため、同社 D 支店における標準報酬月額（4 万 2,000 円）よりも低くなっているのはおかしい。

申立期間④について、昭和 41 年 7 月に、A 社（本店）から同社 E 支店に異動し、F 業務の担当となった。夜遅くまで勤務することが多かったため、標準報酬月額はもっと高くなるはずである。

調査の上、申立期間①から④までの標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同様に、A社各支店から同社D支店に異動し、開設準備期間を経て同社D支店に勤務したとする複数の同僚の標準報酬月額を調査したところ、いずれも、開設準備期間については従前の標準報酬月額よりも低い額となっており、申立人のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

また、A社D支店における給与、社会保険関係の事務を担当していた者は、「当時、異動に伴う資格取得時には、異動前の標準報酬月額を引き継いでおらず、残業手当を含まない固定的給与の額を報酬額として届け出ている。」と供述している。

申立期間②について、申立人と同様にA社各支店において資格喪失後、同社（本店）において被保険者となり、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年6月3日に同社D支店において資格取得している19名の標準報酬月額を調査したところ、複数の者は、同社各支店における資格喪失時の標準報酬月額よりも同社D支店における資格取得時の標準報酬月額の方が低い額となっており、申立人のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人と同日にA社（本店）で資格取得している同僚は、「本店で、申立人と一緒に研修を受けていた。」と供述しているところ、当該同僚の支店における資格喪失時の標準報酬月額よりも同社（本店）における資格取得時の標準報酬月額の方が申立人と同様に低い額となっており、このほかにも同様に複数の同僚の標準報酬月額が低くなっているなど、申立人のみが不自然な取扱いであったという事情は見当たらない。

また、当該同僚は、当該期間に係る給与明細書を所持しており、当該期間における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致している。

申立期間④について、上記の同僚は、「研修終了後、申立人とは別々の支店に異動したが、申立人と同様にF業務の担当となった。」と供述しているところ、A社（本店）における資格喪失時の標準報酬月額及び本異動後の支店における資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額となっている。

また、申立期間①から④までについて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されるなど不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、B社は、「申立期間①から④までに係る資料は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 6 月 1 日から 6 年 2 月 1 日まで

私は、平成 2 年 6 月 1 日から 11 年 11 月 28 日までの期間において A 社に勤務していたが、退職する 5 年ぐらい前から会社の経営状態が悪化し、私の給与を 30 万円に下げた会社を立て直すことになった。

また、当時、会社が社会保険料を滞納していたので、取締役であった私が何度も社会保険事務所（当時）に足を運び、5 年で完納した。

しかし、当時、社会保険事務所から社長の標準報酬月額のみを調整すると聞いていたにもかかわらず、ねんきん定期便を見て、私の標準報酬月額が平成 2 年 6 月から 30 万円になっていることを知った。

このような話は聞いていないし、何のために苦労して保険料を完納したのか分からない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額を元の額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 6 月から 5 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 6 年 1 月までは 41 万円と記録されていたところ、8 年 3 月 11 日付けで、遡って 30 万円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 社に係る商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

また、A 社に係る滞納処分票によると、申立人が、事業主の代理として、上記の訂正が行われた平成 8 年 3 月 11 日の前後の期間に、複数回にわたり社会保険事務所を訪問し、滞納保険料の解消について打合せを行っていることが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかつ

たとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理に関与しながら、その減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 21 年 5 月 1 日から A 社に勤務していた。しかし、同社の厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日になっている。入社から退社までの給与明細書を全て所持しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働者名簿には、申立人の雇入年月日は、平成 21 年 5 月 1 日と記載されていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の給与計算及び社会保険手続の担当者は、「当月分の厚生年金保険料は、当月に控除していた。」と証言しているところ、申立人から提出された平成 21 年 5 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、A 社の事業主は、「申立人は、平成 21 年 5 月の入社時は、臨時雇用であったため、厚生年金保険には加入させなかった。同年 6 月に正社員に空きができたため、申立人を正社員とし、その時から厚生年金保険に加入させた。」と証言している上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、事業主は、申立人について、平成 21 年 6 月 1 日資格取得として届け出ていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間である平成 21 年 5 月の国民年金保険料を、同年 5 月 21 日に納付していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月頃から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和26年7月1日から29年9月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年2月頃から同年7月1日まで
② 昭和26年7月1日から29年9月30日まで

私は、昭和26年2月頃にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者記録では、同年7月1日に資格取得したことになっているので、申立期間①を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については脱退手当金として支給されたことになっているが、受給した記憶が無いので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の同僚と一緒に写したとする写真を所持しており、当該写真には、昭和26年5月と記載されていることから、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、一部の期間において、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

また、複数の同僚は、「私は、厚生年金保険の被保険者資格取得日以前からA社に勤務していたが、同社への入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。」と供述していることから判断すると、申立期間①当時、同社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人に対して脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」のゴム印が押されているとともに、脱退手当金の支給金額及び支給年月日が記載されている上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和30年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、A社を退職後、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月頃から28年11月1日まで
父は、昭和22年1月頃から31年まで、A事業所に勤務していたのに、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日が28年11月1日となっているので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。
(注) 申立ては、申立人の次女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の次女は、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたと主張しているところ、複数の同僚が申立人を記憶しており、そのうちの1名は「私は、A事業所には、昭和23年6月1日から31年5月31日までの期間において勤務していた。申立人は、私が勤務していた全期間勤務していた。」と述べていることから、申立人が、申立期間の多くの期間において同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所番号索引簿及びオンライン記録から、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和28年11月1日であることが確認でき、申立期間は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、複数の同僚は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となる以前から同事業所に勤務していたと回答しているが、その全員が同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、昭和28年11月1日である上、そのうちの1名は「私は、A事業所には、27年10月27日から33年3月31日までの期間において勤務していた。入社時、同事業所は、厚生年金保険に未加入であった。」と回答している。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の代表者の所在も不明であり、同事業所の後継組織であるB事業所は、当時の資料は保管していないと回答していることから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険の保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7784

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月頃から同年 12 月頃まで
私は、昭和 59 年 5 月頃から同年 12 月頃まで A 市にあった B 社で C 業務に従事していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社の所在地、業務内容及び社会保険担当者の名前を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人のB社における雇用保険の加入記録は確認できないところ、同社の社会保険担当者は、「雇用保険と厚生年金保険へは同時に加入させていた。」と証言している。

また、上記の社会保険担当者は、「C業務の者には見習期間があり、見習期間中は、厚生年金保険に加入させなかった。」と証言しているところ、同僚が記憶する自身の勤務期間と厚生年金保険の被保険者期間に相違があることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。